

金沢区公告第 70 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

横浜市 金沢区長 齋藤 真美奈

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料督促状 令和8年度7月期分	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

金沢区

藤田 学

熊谷 昌樹

平徳 迅蘭

峯川 優聖

村上 智哉

大槻 昌代

平徳 麻美子

龍尾 龍真

金子 裕和

安永 広和

海老田 健次郎

FERNANDEZ VINCE BASILIDES

末吉 裕

角井 優大